

## 八戸市勤労者福祉サービスセンター慶弔共済保険金給付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八戸市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員の生活安定を図るため、センター規約第4条第1項の規定により実施する慶弔共済保険金（以下「保険金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (保険金給付事業の実施)

第2条 センターが実施する保険金の内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する保険金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約を締結し、給付事業を実施する。
- 3 会員は、前項に規定する自治体提携慶弔共済保険の被保険者となり、当該保険金の支払いに関する認定基準、支給手続き、その他の細目については、この規程に定めるもののほか、当該保険の普通保険契約約款及び特約条項並びに全労済協会が定める自治体提携慶弔共済保険・保険金支払いの手引きによる。

### (受給資格)

第3条 保険金の受給資格は、入会手続きが完了した日の属する月の翌月の初日から発生するものとする。

### (適用範囲)

第4条 この規程は、センターの会員または当該遺族に適用する。

### (受給資格の喪失)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは受給資格を喪失する。

- (1) 会員資格を失ったとき。
- (2) 指定された期日までに会費を納入しなかったとき。
- (3) 事由発生日から起算し、3年を経過したとき。

### (請求手続)

第6条 保険金の支給を受けようとするものは、全労済協会が定める保険金請求書兼証明書に認定基準を定める証明書類を添付し、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により提出された申請書類の内容を審査し、適当と認められたときは保険金を給付する。

### (請求期間)

第7条 保険金の請求期間は、給付事由が発生した日から起算して3年以内とする。

### (虚偽又は不正の請求)

第8条 会員が虚偽又は不正の行為により保険金の給付を受けたことが明らかになったときは、理事長

は当該保険金の給付を取り消し、既に給付された保険金の全部又は一部を返還させるものとする。

(異議申立)

第9条 会員は、保険金に関して疑義があるときは、当該決定を知った日から3ヶ月以内に理事長に異議の申し立てをすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、保険金の給付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表【慶弔共済金一覧】

項目	給付事由	給付金額	必要書類			
祝 金	結婚祝金	会員が結婚したとき	15,000	・ 戸籍謄本、住民票等、法律上の婚姻の確認できるもの（写し可）		
	出産祝金	会員又はその配偶者が出産したとき	8,000		・ 母子手帳の出生届済証明書又は健康保険証（写し可）	
	入学祝金	会員の子供が小学校又は中学校に入学したとき	5,000	・ 保険金請求書兼証明書		
	成人祝金	会員が満20歳に達したとき	10,000			
	還暦祝金	会員が満60歳に達したとき	10,000			
	結婚記念祝金	会員が結婚25年を迎えたとき	10,000			
		会員が結婚35年を迎えたとき	12,000			
		会員が結婚50年を迎えたとき	15,000			
	勤続祝金	会員が勤続して満10年に達したとき	5,000			
		会員が勤続して満15年に達したとき	8,000			
		会員が勤続して満20年に達したとき	10,000			
		会員が勤続して満25年に達したとき	12,000			
		会員が勤続して満30年に達したとき	15,000			
	見 舞 金	障 害	会員の重度障害・不慮の事故障害等		500,000 (最高)	・ 医師の後遺障害診断書（指定用紙） ・ 不慮の事故又は交通事故の場合はその証明書 ・ 場合によっては、その他必要な書類
		傷 病	会員が14日以上30日未満の休業をしたとき		10,000	・ 保険金請求書兼証明書 ・ 休業証明書
会員が30日以上60日未満の休業をしたとき			15,000			
会員が60日以上90日未満の休業をしたとき			20,000			

項目	給付事由		給付金額	必要書類	
見舞金	傷病	会員が90日以上120日未満の休業をしたとき	25,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書兼証明書</li> <li>・休業証明書</li> </ul>	
		会員が120日以上の上の休業をしたとき	35,000		
	住宅災害	火災等	300,000 (最高)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係官署の罹災証明</li> <li>・場合によってはその他必要な書類 (住宅火災が発生した場合は、被災状況の調査が必要となりますので、早急にセンターまでご連絡ください)</li> </ul>	
		自然火災等	90,000 (最高)		
		同居家族の死亡	20,000		
死亡弔慰金	会員	ふつう死亡 (71歳未満)	200,000 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の死亡診断書又は死体検案書等 死因及び死亡日の確認できるもの (写し可)</li> <li>・被共済者と保険金受取人の関係を証明するもの</li> </ul>	
		不慮の事故等死亡 (71歳未満)	300,000 ※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の死亡診断書又は死体検案書等 死因及び死亡日の確認できるもの (写し可)</li> <li>・不慮の事故である証明書</li> <li>・傷害事故発生通知書(指定用紙)</li> <li>・被共済者と保険金受取人の関係を証明するもの</li> </ul>
		交通事故死亡 (71歳未満)	500,000 ※1		
	配偶者	会員の配偶者の死亡	30,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書兼証明書</li> <li>・対象者の関係と死亡の確認ができる証明書(写し可)</li> <li>・戸籍謄本等(写し可)</li> </ul>	
	子ども	会員の子どもの死亡	20,000		
	親	会員の親の死亡	10,000		

※1・・・71歳以上の会員については給付額が異なります。